

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第 4 1 号 平成 2 5 年度月形町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 4 2 号 平成 2 5 年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 4 号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 4 5 号 月形町子ども・子育て会議条例の制定について
- 議案第 4 6 号 月形町難病患者等居宅生活支援事業条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 4 7 号 財産の取得について
- 議案第 4 8 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第 4 9 号 月新障がい認定審査会共同設置規約の変更について
- 報告第 3 号 平成 2 4 年度月形町の財政健全化判断比率等の報告について
- 認定第 1 号 平成 2 4 年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 2 4 年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 2 4 年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成 2 4 年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 2 4 年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成 2 4 年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定について

○ **議長 笹木 英二** ただ今の出席議員は 1 0 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これにより本日をもって召集されました平成 2 5 年第 3 回月形町議会定例会を開会いたします。 (午前 1 0 時 0 0 分開会)

直ちに本日の会議を開きます。 (午前 1 0 時 0 0 分開議)

議事日程第 1 号はお手元に配布のとおりであります。(別紙のとおり)

◎ **日程 1 番 会議録署名議員の指名**

○ **議長 笹木 英二** 日程 1 番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 127 条の規定により議長において

平 田 文 義 君
堀 広 一 君

の両君を指名いたします。

◎ 日程 2 番 会期の決定

- 議長 笹木 英二 日程 2 番 会期の決定を議題といたします。

先に議会運営委員会委員長から 8 月 30 日開催の議会運営委員会での本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。

- 議長 笹木 英二 議会運営委員会委員長 宮元 哲夫君、報告願います。

- 議会運営委員会委員長 宮元 哲夫 議長の許可をいただきましたので、第 3 回定例会の運営について、去る 8 月 30 日に開催致しました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

本定例会に付議され提案されている議案は、町長の提案にかかるものとして、平成 25 年度月形町一般会計補正予算他 15 件、教育委員会にかかる報告 1 件であり、議会としては、意見書及び会議案の 2 件が予定されております。

また、付議された案件中、平成 24 年度各会計決算認定 6 件は一括提案とし、議長と議会選出の監査委員を除く全議員による決算特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査とすることにいたしました。

なお、一般質問については、通告期限までに 2 名の議員から通告があり、9 日に行うことといたしました。

以上のことから、本定例会の会期については、決算特別委員会の審査期間を考慮して、本日 6 日から 9 月 13 日までの 8 日間としたところであります。

最後に、議員の質疑は簡潔明瞭にされ、答弁者は質問の主旨を十分に理解した上で答弁をされるようお願い申し上げます。

また、最近、反問権の行使や通告書の記載範囲についての答弁が散見されますので、誠意のある答弁をお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

- 議長 笹木 英二 以上で議会運営委員会の報告を終わります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただ今議会運営委員会委員長から報告の通り、本日 6 日から 13 日までの 8 日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって会期については、本日から 13 日までの 8 日間とすることに決定いたしました。

◎ 日程 3 番 諸般の報告

- 議長 笹木 英二 日程 3 番 諸般の報告を行います。議長会務報告・例

月出納検査結果報告については、お手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。

次に行政視察研修報告がありますので、報告を求めます。

- 議長 笹木 英二 大釜 登君、報告願います。
- 議員 大釜 登 ただ今、議長より指名と許可をいただきましたので、議員による行政視察研修報告をさせていただきます。笹木議長以下8名、平成25年7月3日から5日にかけて道南の八雲町・江差町・蘭越町へ視察研修を行いました。

一日目は、八雲総合病院の医療に関する研修で、八雲町小林議会議長、佐藤総合病院長、斉藤病院事務長から、総合的な品質管理、医師に対する実績給と医師の確保について対策の説明を受けました。そこで感じたことは、八雲町の取り組みが患者を第一に考え様々な活動を進めていると強く感じました。

二日目は、江差町の官民協働で進める町づくりについて、江差町打越議会議長、担当者から説明を受け、歴史のまちを宣言した「いにしえ街道」の現地視察と説明を受けました。その結果、この事業を行政や住民が目標達成のため団結し、協働で長期的な町づくりをしたすばらしいモデルではないかと感じました。

最終日は、蘭越町で宮谷内町長、鈴木議会議長、担当者から、交流促進センターの幽泉閣と地場産業施設の取り組みと現地研修を行いました。この二つの施設の運営は職員が中心となり、アイデアを出しながら運営され、また町長から「どんな事業でも失敗を恐れず自信を持ってやり抜くことが大切である。」という説明を受けました。その他に道の駅や資料館等の見学を行いました。詳しいことは報告書を提出しておりますので、ご参照ください。

最後に今回の視察研修で三町の取り組みを聞き、私たち議会でもより良い町づくりのため町民や行政と知恵を出し合いながら、今後の議会活動を進めて行きたいと思っております。

以上で月形町議会行政視察研修の報告を終了いたします。

- 議長 笹木 英二 以上で諸般の報告を終わります。
- ◎ 日程4番 行政報告
- 議長 笹木 英二 日程4番 行政報告を行います。行政報告はお手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。
- 議長 笹木 英二 以上で行政報告を終わらせていただきます。
- ◎ 日程5番 議案第45号 月形町子ども・子育て会議条例の制定について、

日程6番 議案第46号 月形町難病患者等居宅生活支援事業条例を廃止する条例の制定について、日程7番 議案第41号 平成25年度月形町一般会計補正予算(第3号)

○ 議長 笹木 英二 日程5番 議案第45号 月形町子ども・子育て会議条例の制定について、日程6番 議案第46号 月形町難病患者等居宅生活支援事業条例を廃止する条例の制定について、日程7番 議案第41号 平成25年度月形町一般会計補正予算(第3号)は、関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

議案第45号 月形町子ども・子育て会議条例の制定について、条例制定の要旨を申し上げますと、平成24年8月に公布されました子ども・子育て支援法におきまして、市町村が行う子ども・子育て支援に関する附属機関を条例で設置することが努力義務として課せられていることから、本町に於いても今後、子ども・子育て支援事業計画の策定と、子ども・子育てに関する施策を展開していく上で、この会議の設置が不可欠なことから法に基づく会議を設置するため条例を制定させていただくものでございます。

内容として、第1条では子ども・子育て会議の設置について規定するもので、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定により設置するものでございます。第2条では、組織について規定するもので、委員の定員を10名以内と定め、構成メンバーを定めるものでございます。第3条では、委員の任期を規定するもので、任期を2年と定めるものでございます。第4条では、子ども・子育て会議に会長及び副会長を置いて、それぞれの職務を規定するものでございます。第5条では、会議について規定するもので、会議の招集、議長、会議の成立又議事の議決について定めるものでございます。第6条では、必要があると認める時は、委員以外の者の意見を聞き、出席者を求め、資料提出を求めることができる規定を定めるものでございます。第7条では、委員及び会議に出席した者の守秘義務について規定するものでございます。第8条では、庶務の所在について規定するものでございます。第9条では、委任としてこの条例で定めるもののほか、必要事項は会長が会議に諮って定めることを規定するものでございます。附則については、施行期日を公布の日からとし、会議委員の報酬及び費用弁償が伴うため、附則において非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正をさせていただき、同条例の別表に子ども・子育て会議委員の規定を追加するものでございます。

議案第46号 月形町難病患者等居宅生活支援事業条例を廃止する条例の制定について、本条例の廃止理由を申し上げますと、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が施行され、これに伴い国庫補助事業の難病患者等居宅生活支援事業が廃止されたため、同条例を廃止するものでございます。

議案第41号 平成25年度月形町一般会計補正予算（第3号）

議案書14ページ、2歳入です。15款 道支出金 2項 道補助金 2目 民生費道補助金12万7,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。議案第46号で説明申し上げました条例廃止に伴って関連する予算を減額するものでございます。19款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金1,698万8,000円の補正増について、1節の内容のとおりです。今回、繰越金を納付することにより3,268万9,000円計上させていただいているところでございます。前年度からの繰越金が7,671万4,000円発生している中で、予算留保として4,402万5,000円となっているところでございます。

3歳出です。2款 総務費 1項 総務管理費 4目 情報推進費80万円の補正増について、12節の内容のとおりです。これにつきましては、地域情報通信基盤整備事業ということで、北電柱の建て替えに伴う光ケーブル移設費の補正増となっております。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費17万1,000円の補正減について、13節、20節の内容のとおりです。通院費等給付事業ということで、先ほど説明申し上げました議案第46号の条例廃止に伴う関連予算を補正減とするものでございます。2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費11万1,000円の補正増について、1節、9節の内容のとおりです。これにつきましては、議案第45号で説明申し上げました条例の制定に伴い、委員の報酬及び費用弁償の補正増とさせていただくものでございます。7款 商工費 1項 商工費 3目 ふるさと公園費129万7,000円の補正増について、11節の内容のとおりです。はな工場の屋根、外壁の修繕にかかる経費を補正増とするものでございます。8款 土木費 2項 道路橋梁費 1目 道路維持費184万8,000円の補正増について、15節の内容のとおりです。町道維持工事経費ということで、豊ヶ丘第三線25メートル、新宮第二線8メートル分の排水整備にかかる経費を補正増とするものでございます。4目 除雪対策費130万円の補正増について、11節の内容のとおりです。除雪用機械の修繕費を補正増とするものでございます。10款 教育費 1項 教育総務費 3目 教育振興費88万6,000円の補正増について、19節の内容のとおりです。説明欄の下段にあります学校教育振興事業ということで、中体連の全国、全道大会出場にかかる補正増

となっております。13款 諸支出金 1項 諸費 3目 過年度返納金130万円の補正増について、23節の内容のとおりです。平成24年度分の精算に伴う障害者自立支援給付事業等の国及び道への返納金を補正増とするものでございます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 子ども・子育て会議条例と予算に関連して質問しますが、今回、この会議を委員10名以内で組織するということが計画されていますが、現段階で委員の構成をどのように考えているのか。それと予算をみますが、会議は何名、何日ぐらいの予算で計上されているのか、お伺いします。
- 議長 笹木 英二 住民課長
- 住民課長 東出 善幸 子ども・子育て会議条例の中の委員10名以内についてですが、10名と設定した経緯につきましては、次世代育成支援計画時に委員8名で行って来ました。今回、専門的になると思われるので10名程度が必要ではないかということから、10名以内とさせていただきました。委員の構成につきましては、子どもの保護者、支援に関する事業に従事する者ということで、今、考えているのは幼稚園教諭・保育士・主任児童委員・学校教育経験者・行政機関から選びたいと考えております。それから補正予算の中の会議回数ですが、3回から4回程度、会議を開催したいと考えております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 今の答弁で次世代委員が8名、今回の子育て支援委員は専門が必要ということで2名増と設置したということで、前回の次世代委員と直接関係する者が選ばれるということではないということですか。それともその者たちが引き継ぐかたちになるのですか。
- 議長 笹木 英二 住民課長
- 住民課長 東出 善幸 重複する可能性はありますが、今、考えているのは新規と考えております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 分かりました。それで子ども・子育てに関して言うと、今まで福祉、教育委員会がそれぞれ縦割りでやっていたものが、今回の子ども・子育て支援法は、総合的な観点で子ども・子育てをやっていくということですが、幼稚園教諭や保育士・主任福祉士・学校教育経験者ということで、基本的には福祉・教育・保健など子ども・子育てにそれなりに関連している部署全体を網羅できる委員構成になると捉えてよろしいでしょうか。
- 議長 笹木 英二 住民課長

○ 住民課長 東出 善幸 今回の子育て支援計画につきましては、就学前と小学生がメインになってくると思いますので、先ほど説明した方々で対応できるのではないかと考えております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 そうすると今回、今年度中にある程度、検討会議もなされ、それなりに成果も報告されると思いますので、ぜひこれを充実させていただきたいと思います。

次に予算についてですが、議案書21ページ、説明欄に温室効果ガス削減事業売払料とありますが、これはどういうものでしょうか。

○ 議長 笹木 英二 産業課長

○ 産業課長 古谷 秀樹 温室効果ガス削減事業売払料につきましては、交流センターに導入いたしましたペレットボイラーにかかる温室効果ガスの削減によるクレジットということで、買い取り業者との契約に基づきそちらに引き渡して、その手数料ということでいただくものでございます。二酸化炭素発生1トン当たり1,000円ということで、32トン発生が見込まれるということで、32トン、トン当たり1,000円、プラス消費税相当ということで33,600円ということで計上しております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 今の説明で、今回32トン、毎年クレジット料が発生してその都度、売払料が雑入に入ってくると認識してよろしいですか。

○ 議長 笹木 英二 産業課長

○ 産業課長 古谷 秀樹 24年度につきましても32トン売り払ったところでございます。25年度当初予算でこれが見込まれなくなるということで落としたわけですが、本年度も引き続き売り払うことになったということで、今回細かいのですが、ここで計上させていただいたところでございます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 もう一度、確認しますが、今回、見込んでいなかったというのは、国の制度が変わってクレジット制度がなくなるということを見越してという認識でよろしいですか。それと今後に関しては毎年、微妙な法律であまり規定されていないのか、毎年どのような対応でこれを計上していくのか。

○ 議長 笹木 英二 産業課長

○ 産業課長 古谷 秀樹 今説明したとおり、25年度はこれがなくなるだろうということで当初予算に載せなかったということですし、次年度以降につきましては、どのようになっていくか動向を見ながら計上されるべきものであれば当初予算に計上して行きたいということでございます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

- 議員 宮下裕美子 了解しました。議案書33ページ、教育振興費、説明欄、学校教育振興事業交付金59万9,000円ということで、先ほどの説明で全道・全国大会参加によるという説明があったので、成果と結果など詳しい中身についてお聞きします。
- 議長 笹木 英二 教育次長
- 教育次長 清水 英俊 成果ということですので、中体連に参加した結果について説明させていただきます。剣道個人女子においては全道大会で優勝し全国大会へ出場しております。陸上競技女子100メートルにおいても空知大会で一位となり釧路での全道大会へ出場しております。今後は冬季競技もありますので、全道大会出場も期待が見込まれていますので、それらも見込んだ補正をさせていただくということで、ご理解願いたいと思います。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 今のことは理解しました。それで基本的に中体連などで全国・全道大会に出場するときには、補正しながら対象は旅費や活動費などの当たりを見て、毎回、補正で対応していくという方向で認識してよろしいでしょうか。
- 議長 笹木 英二 教育次長
- 教育次長 清水 英俊 予算措置につきましては、毎年のことですので、大枠で計上させていただいていますので、全道大会1回程度であれば交付金としては足りるという考えです。今回は活躍がめざましく全道・全国大会へ出場というケースがありました。それにより補正させていただくということです。交付金の対象としては、全道・全国大会における会場までの交通費、遠距離になるので宿泊費、大会参加料について実費額を交付しております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 了解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。

- 議長 笹木 英二 平田 文義君
- 議員 平田 文義 1点だけお伺いしたいと思います。議案書23ページ、説明欄、地域情報通信基盤整備事業800万円と大きな金額の補正が組まれています。内容を聞き漏らしたかもしれませんが、電柱移設費という内容と聞こえたのですが、これについては、継続的に毎年このように大きな金額が掛かるのか、お聞きします。
- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 ただ今のご質問にお答えいたします。平成22年度に光ケーブルを町が敷設いたしました。平成23年度から運用ということで、

光ケーブル、IP等が導入されております。この光ケーブルは北電柱もしくはNTTの電柱に共架させていただいているものですから、北電柱が様々な理由として北電の計画的な移設、道路にある電柱を工事のため移設、歩道造成のために移設もしくは個人が新たに電気を供給していただくということで、北電が新たに電柱を移設、その電柱に光ケーブルが乗っている場合は、所有者側の負担で移設しなければならない。これは北電との契約により進めているところでございます。本来なら前年度に数を把握しておけば予算時にはある程度確保できるのですが、春以降の申請が多く北電側でも把握できない、それによりわが町にも情報がきていないということで、平成24年度においては、13件、電柱に換算すると45本の実績があり、210万円ほどでございました。その実績を基に平成25年度の計画として、当初20件ほどの工事があるだろうという中で検討した結果315万円の予算を組んでいましたが、春以降の新たな電柱移設、建て替え等の申請が、本年につきましては、非常に多く、現在31件、電柱で換算すると約180本という報告を受けておりました。これは北電から報告を受けて予算の手立てをしなければならないということで、当初予算を含めトータル1,150万円程度になる見込みでございます。今回の補正額につきましては、総額から当初予定した予算を差し引いた中での800万円となります。尚、今後におきましても電柱移設工事が発生する場合には、町負担で光ケーブルを新たな電柱に乗せ替える作業費用は負担していかなければならないので、今後についてもある程度の本数を予定しながら予算を組んでいきたいと思っております。ですから今後もこの負担は発生するということでご理解願いたいと思っております。

○ 議長 笹木 英二 平田文義君

○ 議員 平田 文義 初めの光ケーブルの説明と違うのではないかと。全部相手が持つから町負担はないということだったと思っております。私は反対したけれど、この事業はそのようなことで進めていると思っております。今、金額について当初予算では掴めなかったという説明でしたが、800万円も掛かるのに当初予算で掴めないということはないと思っておりますが、そのあたり管理はどのようにしているのか。今時期にボンと大きく補正することは、合点いかないのです。いずれにしても大小に拘わらず恒久的に掛かるという判断でいなければならないということですね。それから今時期にどうして補正予算を組まなければならないのか。緊急性があるかどうか。来年度予算ではダメなのか。それについても説明願います。

○ 議長 笹木 英二 総務課長

○ 総務課長 久慈 富貴 当初予算分の工事につきましては、逐次、現場では進めています。4月から7月の予定で工事を進めているところで、当然、先

ほど申し上げましたけれども件数把握につきましては、前年度から北電側に申請というものはまれであり、まして各個人の住宅の場合については、予算時期に把握できないのが実態で、それを聞いて合点がいかないということで北電担当者とお話しました。その中でやはり全本数を把握できるものではないということは理解したところです。例えば国道の歩道を拡幅等による移設という計画はありますが、実際に予算が伴わないと実行できない場合もありますから、予算が伴う前に北電側への申請は難しいということで、当然、最近の国・道予算について決定するのが4月、5月でございます。それで工事が実施される場合は、やはり4月、5月の北電側への申請というかたちになるかと思えます。そのようなことから多少不可抗力的なものもあるということでございますが、町としては、北電側に把握できるものは予算時期までにお願いたしたいという強い要請をしております。

○ 議長 笹木 英二 平田文義君

○ 議員 平田 文義 申請云々と言っているけれど、電柱や電話など人の土地に半分掛かったということを聞きますが、それは北電で調べるのでしょ。予算を組めないと言ったけれどこちらで申請するのではないのでしょ。そのいきさつはどうか。それから当初の考え方としては、町経費は一切掛からないということが、途中で途切れたのか。先ほども少し言いましたが、どうして今時期にこのような大きな補正をしなければならないのかという説明もない。個人的には機械だから次々お金が掛かってくると思って当初は反対してきたのです。これからは予算を組むのにあらかじめ計画して行かなければならないと思えますが、その考え方について、以上3点について説明願いたいと思えます。

○ 議長 笹木 英二 副議長

○ 副議長 三浦 淳 今、言われた維持費が全く掛からないということは、当初、説明していないと思えます。施設である以上、当然、維持費が掛かっていきます。例えば北農場・札比内にIP局舎がありますが、その電気代などを踏まえて当初予算として例えば平成25年度ですと地域情報通信基盤整備事業ということで、当初予算1,371万6,000円組んでおりますが、ほとんど維持費ということでございます。3月に議決いただいている分でございます。その中にNTT柱や北電柱の移設に伴い、そこに共架されている当方の光ケーブル移設分経費、手数料として少しですが300万円ぐらいをNTT・北電分を組まさせていただいているのが現状です。おそらく当初にはこのぐらいあるだろうということです。北電も北電自社によるものについては、前もって分かるそうですが、北電のお客様の都合でやる場合は以外と4月以降の要請があって、今回のように補正しなければならないということで、ご理解を賜りたいと思えます。そして光ケーブルにより、うちも補正予算を組むのですが、N

TT・北電柱にNTTの線が共架している場合、国の光ケーブルが共架されている場合、全てうちと同じ条件でNTT・国もお金を支出しているということで、ご理解賜りたいと思います。緊急性といっても今年、北電においてはお客様の都合で動かすわけですから、電柱を動かした後に古い電柱は撤去されますので、光ケーブルそのままというわけにはいきません。やはり新しい電柱に替えていただくということで、緊急性という問題ではなく、うちの方も条件であるから動かすということでございます。今後につきましても、このように北電・NTTからお話があった場合は、お願いして共架させていただいている以上、うちで支出して行かなければならないと考えているところでございます。どうぞご理解願いたいと思います。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午前10時41分休憩)
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (午前10時50分再開)

- 議長 笹木 英二 平田文義君
- 議員 平田 文義 了解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。(「討論なし」の声あり)

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第45号、議案第46号及び議案第41号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程8番 議案第42号 平成25年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

- 議長 笹木 英二 日程8番 議案第42号 平成25年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

議案書48ページ、2歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 2目 施設管理費305万3,000円の補正増について、11節の内容のとおりです。これにつきましては、市南処理場の脱臭用活性炭購入にかかる経費を補正増とするものでございます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 今の説明で、市南処理場の脱臭用活性炭購入ということですが、当初予算でみていなかったものなのか。今までと似たようなことですが、なぜこの時期に300万円も必要になったのか、説明願います。
- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 ただ今のご質問ですが、市南処理場につきましては、平成23年度に脱臭装置の改修工事を施工いたしまして、その際、活性炭3,400キログラムを入れ替えたところでございます。過去の使用実績等から活性炭3年程度使用できるものと考えていました。そのことから平成26年度に活性炭の入れ替えを予定していたところでございます。ところが使用頻度や集塵能力低下から脱臭機能が悪くなり、最近、悪臭が発生しているということから、計画の入れ替えより一年早くなりましたが、環境等の問題から早急にこれに対応して行かなければならないということで、今回、補正で活性炭の入れ替えをさせていただくものでございます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 事情は分かりました。それは2年に1回これからずつとこのようなかたちで活性炭を入れ替えなければならない状況になってくるということでしょうか。農集事業について言えば毎年、当初予算で状況など説明していただく時に接続戸数がどちらかというと減っており、状況的には余裕がある状況で運転している印象を受けていたのですが、3年のところが2年になるということは、悪臭状況が相当悪くなっていると思うのですが、そこはどのような状況になっているのか、お伺いいたします。
- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 加入戸数の問題によるものかどうかは検討しなければなりません。今回、改修時3,400キログラム投入しましたが、今回は3,100キログラム入れ替える予定であり、今後、脱臭効果等を検討するために今後の効果期間の検討をして行きたいと考えているところでございます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 加入戸数のことについては、十分に検討していただきたいと思います。活性炭については、値段や製造状況によって性能が相当、変わるものであると思いますが、過去の実績から3年使用できる見込みで3,400キログラム入れたということでしたが、過去のものとのグレード問題や取引先との関係が適切だったかという検討も必要であると思います。使い方が環境的に他の臭気を集塵してしまうような状況になっているなど様々な観点で十分に検討されないと、臭気の問題は皆さんの慣れや臭気のない状況を求めるのが人間の性質なので、このようなかたちで対応することも必要ですが、それをしていくと臭気対策に相当のコストが掛かってくる状況になってくるとと思いますが、それも含めて充分、検討された上で今後やられるかどうか、確認だけお願いします。

○ 議長 笹木 英二 産業課長

○ 産業課長 古谷 秀樹 脱臭装置、脱臭方法等々につきましても、同様に検討を加えて行きたいと考えております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 了解しました。

○ 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第42号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程9番 議案第43号 平成25年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○ 議長 笹木 英二 日程9番 議案第43号 平成25年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第43号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程10番 議案第44号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程10番 議案第44号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨を申し上げますと、平成25年4月に地方税法の一部を改正する法律が施行となり、地方税の延滞金等の割合が平成26年1月1日から引き下げられることになったため、これにより影響の受ける町の10本の条例を一括して改正させていただくものでございます。改正の主な内容として、延滞金の割合につきましては、納期限の翌日から1箇月以内の期間は年7.3パーセントとなっております。これにつきましては、今、暫定的な措置により現在4.3パーセントとなっております。それ以降の期間につきましては、年14.6パーセントの割合でかかることとなっております。これを今回の改正により納期限後1箇月以内につきましては、3パーセントそれ以降につきましては、9.3パーセントにするものでございます。今回、改正を行う10本の条例ですが、議案にございますように第1条では、月形町税条例の一部を改正させていただくもので、同様に第2条では、月形町税外諸収入金の徴収に関する条例、第3条では、月形町後期高齢者医療に関する条例、第4条では、月形町介護保険条例、第5条では、月形町肉用牛貸付及び譲渡に関する条例、第6条では、月形町道路占用料条例、第7条では、月形町営住宅条例、第8条では、月形町営住宅高齢者等向け住宅条例、第9条では、月形町営住宅特定公共賃貸住宅条例、第10条では、月形町流水占用料等条例、計10本の条例を改正させていただ

くものでございます。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 この条例の中身を見て分からないところがあったのですが、年率が第6条と第10条以外は14.6パーセント、7.3パーセントだったのですが、第6条と第10条のところは14.5パーセント、7.25パーセントとなるということですが、なぜこれはこの数字になるのか。今回変更して先ほどの説明ですと10本一括変更で、3パーセント、9.3パーセントということですが、ここについてはどのようになるのか、お伺いします。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 大変失礼いたしました。1箇月以内14.5につきましては、7.25が4.25と暫定的になっております。それ以降につきましては、14.5が改正により3が2.95になります。それから9.3が改正により9.25になり0.25下がるということで、条例のパーセントにつきましては、そのようなことでございます。どうして14.5と6があるのかということですが、元々、日歩表示だった法律中の利率を年利表示に切り替える際に0.25パーセント刻みの割合を用いることを原則とする一方で、例外として一部で14.6パーセントとなった経緯があるということでございます。14.6パーセントという割合につきましては、日歩4銭を年利表示に換算したもので、これによると100円につき4銭と切りのいい利息となるのですが、年利14.5パーセントの場合は100円につき1日、3.9726銭の利息となるのです。それで14.6パーセントの方が利息計算が容易となるということで、滞納事案が多く発生すると見込まれる税の法律や社会保障関係の法律では、延滞金の割合を14.5パーセントではなく14.6パーセントとしていたことが多くということで、町でも条例制定時に各省庁の準則などを参考にしながらするのですが、税や社会保障関係の法律は14.6パーセント、それ以外については14.5パーセントとなっているのが現状でございます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 今、説明していただいたので、なぜそのようになったのかということと数字の違いも分かったのですが、今の説明ですと税全体としては14.5が基本で滞納が発生するものが14.6ということでもいいのですか。全体として14.5となっているのは、この2本だけという認識ですか。それともこの他にも色々ある中でということですか。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 今回、延滞金に関するもの全てを条例改正させてい

ただいております。14.5というのは、記載の2本だけでございます。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 そうすると先ほどの説明では、100円につき4銭と計算し易い方法だったので14.6パーセントにしたところから発生して今回の改正になったのですが、それに合わせてこの2本についても同じように3パーセントと9.3パーセントというかたちにはしないのですか。先ほどの説明では事務取扱が煩雑になるということだったので、せつかくこのように改正するに当たり、それらも含めてより簡略化した法にすればいいのにと個人的には思ったのですが、なぜこれはそのままのかたちでこの割合を使うのか、説明願います。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 ご指摘のとおり、変えれば良かったかもしれませんが、今回については延滞金の関係率を下げるということで、国から地方税法の改正がありました。変えていませんでした。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 今回の件については、ここに上がるまで認識不足で十分に理解していなかったこともありますので、その中で条例が通ることに対して異議を申し上げるつもりはないのですが、このパーセントが基本的に国の変更を含めて、町税は自分たちで決めるので、3パーセントと9.3パーセントの変更は可能であると思いますので、この部分をより一層、事務の簡略化を含めて、もう少しそちらの方向に変えるべきではないかと思いますが、今後に当たっては、それらについて検討などされるのか。再度、確認します。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 ご指摘のとおりですが、それについては、今後14.6で統一した方がいいのかなというところで、検討を加えて行きたいと考えます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 了解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
- 議長 笹木 英二 次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。
- 議長 笹木 英二 お諮りいたします。議案第44号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり

可決することに決定いたしました。

◎ 日程 1 1 番 議案第 4 7 号 財産の取得について

○ 議長 笹木 英二 日程 1 1 番 議案第 4 7 号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 この財産の取得についてですが、当初この事業計画も含めた総合体育館の耐震化とトレーニング機器など含めた中で補助金を使って行うことになっていましたが、それが平成 2 5 年 3 月議会の平成 2 4 年度補正で、一般財源への振替になったと記憶しています。今回の機器購入財源については、1 0 0 パーセント一般財源ということでもいいのか。それが一般財源 1 0 0 パーセントとなったとすれば、当初計画と補助金が入る割合が変わってきますが、計画の精査あるいは変更などあったのか、説明願います。

○ 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午前 1 1 時 1 6 分休憩)

○ 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前 1 1 時 3 0 分再開)

○ 議長 笹木 英二 教育次長

○ 教育次長 清水 英俊 ただ今、財源の内訳ということですが、現段階でこの備品に関する財源は、地域の元気臨時交付金というものが 3 月にありました。それを 1, 2 0 0 万円充当するというので、残りは一般財源 4 5 9 万円というかたちで事務が進んでいる段階ですので、ご理解願いたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 記憶が中途半端で申し訳ないのですが、3 月補正のときに補助金がおりなくなって一般財源振替というのがあったのですが、そうするとそのほとんどは体育館改修と耐震化のところ、この備品については当初計画のほとんど交付金が当たっているという認識でいいのですか。当初計画で細かい財源まで十分に聞いていなかったし、その後、事業計画が耐震化と改修、備品購入があり、地域の元気臨時交付金が当たり、その残りは地方債と一般財源で使うと聞いて、その後、一部、交付金が対象外になったので、一般財源に

振替えた補正が出ていたので、中身の詳細については把握していなかったのですが、今の説明だと備品については地域の元気臨時交付金は当初に予定していたとおり満額であるという認識でいいのですか。それとも削られた部分が交付金から削られていたのかなと勝手に早合点していたのですが、そこはどのようになっていたのか、再度、説明していただけますか。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 地域の元気臨時交付金は、三本立ての事業がありました。総合体育館耐震については、一般国庫補助事業で残りが地方債に切り替えさせていただいております。市北第二線歩道造成事業につきましては、地域の元気臨時交付金を充てる予定となっております。総合体育館一般改修と備品につきましては、地域の元気臨時交付金が当たる予定ということで考えております。残りにつきましては、先ほど次長が説明したとおりこの交付金以外は一般財源と考えてございますので、宜しくお願い申し上げます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 そうすると最初の質問に戻るのですが、今回の計画は最初にみた地域の元気臨時交付金をそのままと一般財源ということで、当初計画どおりの備品購入であったということで、いいですか。詳細を理解していなかったのですが、今回の備品購入が交付金の対象外になって一般財源に戻ったと思っていたので、当初の計画と財源が変わったことによって機器の種類や内容に何らかの変更があったのか知りたかったのですが、今の説明ですと地域の元気臨時交付金が当たって不足分は一般財源からと聞いたので、それは当初予定していたものとそのままの交付金額であって、計画どおりの物を購入したということか。それとも何らかの変更があったのか、確認だけさせてください。

○ 議長 笹木 英二 教育次長

○ 教育次長 清水 英俊 機種等におきましても、当初の計画どおり進行しているということで、ご理解賜りたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 了解しました。

○ 議長 笹木 英二 備品購入についての財源ぐらいはしっかり持ってきて、このようなことで時間をつぶすようなことでは困るので、しっかりやってください。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 申し訳ありませんでした。

○ 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第47号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。（午前11時36分休憩）

- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時30分再開）

（多田農業委員会会長 午後 1時30分から欠席）

◎ 日程12番 議案第48号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

- 議長 笹木 英二 日程12番 議案第48号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

規約変更の要旨を申し上げますと、住民基本台帳法の一部改正等に伴い広域連合の構成市町村が負担する共通経費の人口割りにかかる規定を改正する必要が生じ、これにより規約変更が必要となるため、地方自治法の規定により関係団体の議会の議決が必要となるため、今回、議決を求めるものでございます。変更の内容でございますが、別表第2備考2に人口割りについては、前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口によると規定されておりますが、この備考2中の「及び外国人登録原票」の字句を削るものでございます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第48号は、原案のとおり可決することにしたいと思ひます。これにご異議ございませぬか。(「異議なし」の声あり)

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程13番 議案第49号 月新障がい認定審査会共同設置規約の変更について

- 議長 笹木 英二 日程13番 議案第49号 月新障がい認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

規約変更の要旨を申し上げますと、障害者自立支援法の改正に伴い規約で引用している法律名が改正となり、また認定審査会の執務場所が住民課から保健福祉課が分課したことに伴い規約変更が必要となるため、地方自治法の規定により関係団体の議会の議決が必要となったため、議会の議決を求めるものでございませぬ。変更内容ですが、第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。第3条中「北海道樺戸郡月形町1219番地月形町役場内」を「北海道樺戸郡月形町字月形1466番地1 月形町保健福祉総合センター内」に改めるものでございませぬ。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませぬか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませぬか。(「討論なし」の声あり)

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第49号は、原案のとおり可決することにしたいと思ひます。これにご異議ございませぬか。(「異議なし」の声あり)

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程14番 報告第3号 平成24年度月形町の財政健全化判断比率等の報告について

- 議長 笹木 英二 日程14番 報告第3号 平成24年度月形町の財政

健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。
- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
- 議長 笹木 英二 以上で報告第3号は、報告済みといたします。

◎ 日程15番 報告第4号 平成24年度月形町教育行政事務の管理及び執行状況点検及び評価に関する報告について

- 議長 笹木 英二 日程15番 報告第4号 平成24年度月形町教育行政事務の管理及び執行状況点検及び評価に関する報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 教育長
- 教育長 松山 徹 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

報告書1ページから8ページについては、記載のとおりですので、説明を割愛させていただきます。

I はじめに 趣旨については、記載のとおりであります。

II 平成24年度主な取組、点検及び評価 1 学校教育の推進ですが、
(1) 学習指導要領に基づく教育課程の編成、実施については、学校が組織体として役割を発揮するために、計画・実行・評価のマネジメント機能を生かし、教育活動の検証と改善を図りながら、学校自らが教育課程の進行管理に努めております。特に学習指導要領に基づき、ティーム・ティーチングや個への配慮など、一人ひとりの理解力を促す指導を工夫しています。(2) 学力の向上については、平成26年度までに全国学力・学習状況調査の北海道平均を全国平均以上にすることを目標に掲げていることから、月形町においても各学校で作成した「学力向上対策」に基づき、子どもたちの学習の定着に努めています。24年度の結果では、小学校、算数の基礎・基本と応用、国語の応用については、全道平均と同等の結果であります。国語の基礎・基本では全道平均を上回っており、中学校では国語、数学の基礎・基本と応用ともに全道平均を大きく上回っております。(3) 心の教育についてですが、中学校では道徳に関する国の指定事業を受け、その成果を小学校や町内の教職員へ還元するなど、子

どもたちの豊かな人間性を醸成しています。また、子どもたちは学校の教育活動全般に意欲的に取り組むとともに、地域行事等へ積極的に参加し、規範意識や思いやりの心、郷土を大切に作る心などが身に付いています。(4) 特別支援教育についてですが、障害のある子どもたちが自立できるよう、校内研修の位置付けを明確にし指導方法や体制などを充実させるとともに、道の特別支援教育センターや空知教育局等と連携し巡回教育相談や学校訪問などを通して、研修を深めるなど、より一層の体制づくりが必要であります。(5) 信頼される学校づくりについてですが、学校評価にかかわり従前同様、教職員による自己評価及び保護者などによる学校関係者評価を実施し、その結果を学校評価員やPTAに公表しています。また、月形町交通安全協会や岩見沢警察署、月形町ライオンズクラブ等との連携をはじめ、道国民健康保険団体連合会や月形町地産地消計画推進協議会の各種標語や作文コンクールへの参加を通して、地域とのかかわりを深めております。(6) 学校教育環境の整備については記載のとおりですが、議会のおかげもあり、安心して快適な教育環境の中で子どもたちは過ごしております。(7) 月形高校の存続についてですが、記載のとおりであります。

2 社会教育の推進

(1) 青少年教育については、子どもチャレンジ教室として陶芸や雪あそび、餅つき、凧づくり、英会話等がありますが、24年度新しく「雪あそび」としてかまくらづくりと雪像づくりを実施して、2日間で21名の参加者がありました。参加者の大半は小学校低学年でありましたが、自分の役割を認識しながら意欲的に取り組んでいました。「凧づくり」についても参加者は初めて体験する子どもたちが多かったのですが、子どもたちの創造性やイメージを高めるために自分でイラストデザインを決めさせながら行いました。どちらの活動も昨今では貴重な体験でありました。その意味では、次の「もちつき体験」も同様で、多様な価値を有していると思っております。この後、子どもたちが少なくなることも想定されますが、これらの行事を継続することが大切であると思っております。社会福祉協議会の方々や関係の方々へ感謝いたします。(2) 成人教育についてですが、成人式については、町、社会教育委員の協力のもとに例年円滑に実施しています。「生涯学習講座」についてですが、町民が参加し易いようにジャンルを広めて企画、また、場合によって会場を増やすなどの配慮をしました。また作品は10月の町民文化祭に出展し、講座で学んだ成果を披露する場も設けました。また「道新文化センター出張講座」を活用して、経験豊富な講師の指導のもと、質の高い本格的な講座を開催することができました。「ふれあい大学」については、記載のとおりであります。(3) 体育活動についてですが、新規の「つきがた健康づくり・体力づくり推進事業」では、町民の健康増進や運動機会の動機づけなどを目的に、体力測定や健康づくり講話、健康教室等を開催しました。実施にあたって

は、北翔大学生涯スポーツ学部の協力を得て、身体の運動機能や筋力の維持などをはじめ、介護予防に役立つ運動等の指導をもらい、健康への知識や関心を高めるきっかけをつくることができました。自ら課題解決に向け、休まずに講座を受講していた参加者もいて、自発的な姿勢がみられました。「行政区対抗ソフトボール大会」や「行政区ミニバレーボール大会」は参加行政区が減少していますが、恒例行事としては位置付いております。継続することが必要であると捉えています。「町民歩け歩け大会」は、天候にも恵まれ事故なく無事に終了することができました。また、その際、健康・体力づくり推進事業と連携した「ウォーキング講座」を開催しており、北翔大学の先生や学生がガイド役となって一緒に参加したことで、相乗効果も生まれております。「子ども会親睦ミニバレーボール大会」については、記載のとおり小中学生の減少により単位子ども会での参加はより一層厳しくなるものと予想されます。今後は、単位子ども会の枠を超えて参加できるようなものを検討する必要があると思っております。(4) 文化・図書活動についてですが、「芸術鑑賞会」については記載のとおりであります。次に奈井江町での「シエナブラス5コンサート」バスツアー、「ひのき屋トラベリングバンド i n 月形」についても、記載のとおりであります。中段「トリオ・アンジュエ・クラシックコンサート i n 月形」とありますが、これは70名の参加を得て、本格的なクラシック演奏を聞くことができる良い機会となりました。また前段で月形小学校でも講座を行っており、子どもたちとも交流を深めております。「町民文化祭」は、実行委員会主催により10月26日から28日にかけて、多目的研修センターで開催しました。年々、出演者や作品展示数が減少するとともに、文化連盟を中心とした運営スタッフが限られているため、運営方法や日程等について改善していくことが必要であります。「古本市」や移動図書等については、記載のとおりであります。(5) 地域の教育活動支援についてですが、学校を支援する地域ボランティアの力が教育活動の大きな役割を担っています。また、子ども会活動においては、保護者や地域住民が積極的にかかわりを持ちながら、世代間のコミュニティの場となっています。それ故に子ども会活動に対する地域の支援は、地域の教育力の役割も果たしています。(6) 施設の活用についてですが、図書館では月1回の日曜開館を実施したことにより、閲覧者数、貸出冊数が増加しました。以下については記載のとおりですが、特に総合体育館については、議会のご理解をいただき、耐震化等の改修工事を平成24年度予算化し平成25年度の完成を予定しております。改めてお礼を申し上げ、報告といたします。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

- 議員 宮下裕美子 評価報告書を読ませていただき、何点か分からないところなどありましたので、お伺いいたします。5ページ、10月11日、第1回北海道第5採択地区教科用図書採択教育委員会協議会とありますが、第5採択地区はどこが含まれているのか。この協議会の内容はどのようになっているのか、お伺いします。
- 議長 笹木 英二 教育長
- 教育長 松山 徹 教科書の活用について、全部説明すると長くなるのですが、教科書法というものが小中学校で使う教科書は4年に一度、改訂基準になっております。その改訂する際、それぞれの地域で教科書を使うことになるのですが、北海道の場合、教科書を共同で使う地域は確か22採択地域あるのですが、第5採択地区空知管内ですが、空知管内は2つの市町村が単独市町村で教科書を採択している市町村があり、岩見沢市と夕張市が単独で教科書を決めております。この2つの市を除いた空知管内の町村は教科書を共同で調査・研究して決めようということで、そのための第5採択地区の教科書は教科用図書が正式名称、採択教育委員会協議会ということで、そのための会議が協議会になります。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 分かりました。それから2ページ、6月5日、26日、六稜会役員来庁とありますが、六稜会とはどんな会でしょうか。
- 議長 笹木 英二 教育長
- 教育長 松山 徹 簡単に言いますと、教育大学出身の教員の組織で、その会の名称になります。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 その組織の内容は分かりました。それから今、ここに提出されている教育行政報告ということで、日付、件名、出席者と記載されていますが、基本的に教育委員会関係の公務扱いと認識してよろしいですか。ここに載っているもの全て公務扱いということでよろしいですか。一般的に行政報告などは、公務扱いのものだけ載っていて、議長など議会側の動きもそのように載っているのですが、これも全部、教育委員会範ちゅうの公務が載っているという認識でよろしいでしょうか。
- 議長 笹木 英二 教育次長
- 教育次長 清水 英俊 今のことにつきましては、日付、件名、出席者と載っていますので、当然、公務扱いということでございます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 今、公務ということで、そうすると3ページ、7月17日、南空知町村議会議員親睦パークゴルフ大会と載っていますが、細かいこ

とで申し訳ないですが、同日に町長、議長も参加されていますが、町長の行政報告には載っていないで、議長の方にも載っていませんので、基本的にこれは親睦会で公務の範ちゅうには当たらないのではないかと思います。そのあたりの見解をお伺いいたします。もう一点、5ページ、10月12日、北村遊水地事業説明会、教育長出席と載っていますが、これも教育委員会の範ちゅうで出席されたのか、お伺いします。

- 議長 笹木 英二 教育次長
- 教育次長 清水 英俊 1点目の3ページ、7月17日、南空知町村議会議員親睦パークゴルフ大会につきましては、議長名で教育長宛に案内状がきていますので、公務として扱っております。2点目の5ページ、10月12日、北村遊水地事業説明会につきましては、この事業は月形町雁里地区が対象ということで当然、そちらで事故等発生した場合の対応ということもありますので、公務扱いということでやっております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 南空知町村議会議員親睦パークゴルフ大会の案内がどのようなかたちで送られているか知りませんが、町長も参加しているけれど公務扱いではなく行政報告に載っていませんので、同じ共通見解で示した方がいいのではないかと考えます。それから北村遊水地事業説明会ですが、教育委員会の範ちゅうとして参加されているのかということが問題であると思います。今の説明だと出席したときに事故が発生しては困るから公務扱いということではなく、北村遊水地事業説明会に教育関係者が行くべき説明会だったのかということで質問しました。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 昨年、議員会主催の親睦パークゴルフ大会は、公務が重なり出席していませんので、行政報告にはなかったということです。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 南空知町村議会議員親睦パークゴルフ大会については、誤解していましたので、理解しました。北村遊水地事業説明会についても一度、お願いします。
- 議長 笹木 英二 教育次長
- 教育次長 清水 英俊 北村遊水地事業説明会ということで、北村地域が今後どうなるかということがございます。特に社会教育関係でも雁里地区からはふれあい大学の参加者もあり、将来的に事故等が発生した場合も対応することを検討して行かなければならないということで、公務扱いしたということがございます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ **議員 宮下裕美子** 今の説明で理解できました。それから9ページ以降の本文について、社会教育の推進に対しては現状と拡大そして今後の取り組みのことが、それぞれの項目に対して明記されていて、読んでいくと教育委員会の取り組み自体が分かるのですが、学校教育の推進について言うと、学校が取り組んでいる内容はここにきちんと明記されていますが、教育委員会がその中で何をされていて、今後それをどのように取り進めていくのか、それがあまり明確に書いていないのではないかと。特に(1)・(2)・(3)、(5)・(6)については多少、教育委員会のやり方がみえていますが、その意味では学校教育において教育委員会はどのように、ここには学校の取り組みが書かれています、それについてお伺いします。それに(3)心の教育については、いじめ問題に対して少し触れていますが、いじめ対策については昨年、一般質問で金子議員と私が質問させていただき、そのときに学校というところではなく教育委員会という第三者的な立場で、きちんと対応していただきたいということは、その中でしています。大津のいじめ事件発生時に教育委員会の在り方が問われていて、学校側に寄るでもなくあるいは保護者側でもなく第三者的な独自の視点で検証や対応・対策をしていかなければならないということが出ており、それについても一般質問でしているのですが、それについても触れられていませんが、教育委員会としてはどのようにやっているのか、お伺いします。

○ **議長 笹木 英二** 暫時休憩いたします。 (午後 2時00分休憩)

○ **議長 笹木 英二** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午後 2時 2分再開)

○ **議長 笹木 英二** 教育長

○ **教育長 松山 徹** 大きく説明させていただくと、教育委員会は学校に対して何をするのかということで、端的に言うと指導、助言、援助です。文部科学省その下に都道府県教育委員会その下に市町村教育委員会があつて学校と縦の流れが教育のシステムです。なぜそうなのかというと、義務教育国庫負担制度からきております。例えば役場で言うと一話完結で予算出してということですが、教育の流れの中で教員の給料は国と都道府県で支出していますので、教員にかかる費用、教科書の無償化などありますが、仕組み自体が教育は他のセクションと違うので、国のものを国が通知を出す、国が権限を持っているものを都道府県教育委員会がそれを受けて、都道府県教育委員会として、また権限をもって市町村教育委員会に流すということです。また都道府県教育委員会として直接、学校に指導・助言できる権利も持っております。なぜかと言うとそれは県費負担教職員ということで、義務教育国庫負担制度ということで、学

校教員は北海道職員ですので、私どもの職員ではなく任命・採用・懲戒・分限は給与支払権者が北海道ですから、学校の先生方は転勤などがあるのですが、我々に人事権があるわけではなく、北海道職員でそこで権限を有していますから、市町村教育委員会は何をするのかというと、都道府県教育委員会からきたものを行っているのかということとを管理する、後押しするということで、言葉で言うと指導・助言・援助ということになります。いじめに対しては道も対策室を作り出先機関の空知教育局もその対策室を作り、私どもはそこと連携してということで、年間3回やっているいじめ調査、月形中学校では独自にやっているということで、それは情報交換しながら取り組んでいます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 仕組みについては聞いていない。仕組みは分かっているつもりですが、今の説明だと市町村教育委員会の役割は何もないのではないかと。道教委があつて各市町村学校があつてそれを伝達して指導・助言・援助していけばいいということで、そうではなく今、市町村教育委員会に求められているのは、その町にあった独自の取り組みで、新たな取り組み範ちゅうも充分権限として与えられている。他の市町村ではそのようなこともやられています。その意味で学校教育分野でうちの教育委員会がどのようなことをして実際にどのような評価を自分たちで下しているのかということが、重要ではないかと思いますが、書かれているのは学校のやっていることでそれは確かに国や道から言われていることをやっているかもしれませんが、そこにそれでは教育委員会はどういう関わりをしたのかというのが、評価報告書では問われているのではないかと考えているのですが、その意味で今の説明ですと不十分ですので、教育委員会は何をされたのか、それをもう一度、お願いします。

○ 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午後 2時 6分休憩)

○ 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午後 2時 13分再開)

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 例示として(1)・(2)・(3)については、月ごとにやっている定例校長会議・教頭会議の中ではお話しています。2年前に立ち上げた月形町教育振興会では細かく部会をもって、その中身で学校間の区別なく調査・研究をして研修しています。月形町独自のものとして教育委員会でやっているものとして読書感想文コンクールや先ほども言った各種標語や作文応募などは、積極的にやっており、空知教育局からはこれだけ開いている町はないとお墨付きはもらっており、色々なところに関わっていきこうということで

やっております。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 了解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
- 議長 笹木 英二 以上で報告第4号は、報告済みといたします。

◎ 日程16番 認定第1号 平成24年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について、日程17番 認定第2号 平成24年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程18番 認定第3号 平成24年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程19番 認定第4号 平成24年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程20番 認定第5号 平成24年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程21番 認定第6号 平成24年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定について

- 議長 笹木 英二 日程16番 認定第1号 平成24年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について、日程17番 認定第2号 平成24年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程18番 認定第3号 平成24年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程19番 認定第4号 平成24年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程20番 認定第5号 平成24年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程21番 認定第6号 平成24年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 認定第1号 平成24年度月形町一般会計歳入歳出決算認定から認定第6号 平成24年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定について、までの6つの会計につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る7月23日から8月1日までの期間、町監査委員においてそれぞれの会計決算について審査をいただいたところでございます。よって地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員意見書を付けて議会の認定に付するものでございます。

それ以外の添付書類として歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書、歳入歳出決算に関する説明書、財産に関する調書を付

して決算に提案させていただきたいと思っていますので、宜しくご審議をお願い申し上げます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりました。お諮りいたします。認定第1号ないし認定第6号の各案件については、議長と議会選出の監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、審査することにしたと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって認定第1号ないし認定第6号の各案件については、議長と議会選出の監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、審査することに決しました。

- 議長 笹木 英二 お諮りいたします。9月7日、8日は会議規則第10条第1項の規定により、9月10日から12日は、決算特別委員会のため休会とし、13日に再開したいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって9月7日、8日は会議規則第10条第1項の規定により、9月10日から12日は、平成24年度各会計決算審査のため休会とし、13日に再開することに決定いたしました。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。（午後 2時18分休憩）

- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 2時44分再開）

- 議長 笹木 英二 この際報告いたします。決算特別委員会の委員長に鳥潟真二君、副委員長に大釜 登君が互選されましたので報告いたします。

- 議長 笹木 英二 以上で本日の日程は全て議了いたしました。

よって本日は、これをもって散会いたします。

（午後 2時45分散会）